

～2025 年開山期から登山規制を行います～

入山料の減免申請について（障害者、その介護者）

静岡県では、令和 7 年度の開山期から、静岡県側の 3 登山口（富士宮口・御殿場口・須走口）において、登山規制を行います。

障害者及びその介護者については、次のとおり、事前申請により入山料の免除を受けることができます。

対象期間	開山期間 ※例年 7/10～9/10 ですが、道路状況に応じて変動する可能性があります。
規制内容	静岡県側から入山される方には、条例により次の 3 つの条件が義務づけられます。 ※「入山」とは、県が定める基準点より山頂側に立ち入ることを言います。 ①富士山の保全、安全登山に係るルール・マナーの事前学習の修了 ②午後 2 時から翌午前 3 時までに入山する場合は山小屋宿泊が必要 ③入山料（1 人 1 回 4,000 円）の納付

1 対象者

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給証、登録者証（指定難病要支援者証明事業による証明）の証明を受けている者
- ・上記の者が入山するときに現に付き添って介護を行っている者

2 内容

事前申請による入山料の免除

3 提出書類

- ・申請書（様式）
- ・各種手帳又は証明書（本人情報や有効期限等が分かる部分）の写し

4 提出期限

入山予定日の 2 週間前まで（必着）

※申請状況によっては処理に時間を要する場合があります。

登山計画が決定次第、速やかに御提出ください。

5 提出先・問合せ先

静岡県富士山世界遺産課

住 所：〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

メール：sekai@pref.shizuoka.lg.jp

電 話：054-221-3746 F A X：054-221-3757

6 手続フロー（予定）

事前準備	①（申請者）申請書類を提出 ②（静岡県）内容審査、承認通知書発行（入山届出書同封予定） ③（申請者）通知書受理（入山日当日までに次の内容を実施） 入山届出書記入、対象者全員に事前学習（動画等）実施
当 日	④（申請者）減免承認通知書・入山届出書を各登山口の指定の受付場所に提出 ⑤（申請者）入山証明（リストバンド）受領、入山

※今後の調整状況により、詳細は変更になる場合があります。

7 注意事項

- ・減免申請を行う場合は、静岡県富士登山事前登録システム「静岡県 FUJI NAVI」では入山手続を行うことができませんので、御注意ください。
- ・本申請は、入山料の免除に係る手続です。事前学習及び夜間規制時間帯の宿泊については、免除となりませんので、御注意ください。
- ・登山の中止や入山日の変更が決定した場合は、分かり次第、速やかに御連絡ください。

登山規制の概要や申請様式は県ホームページから御確認ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/mtfuji/1002809/1072062.html>

